

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団規則第3号

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表1（第3条、第4条関係）					別表1（第3条、第4条関係）				
センター共通決裁事項					センター共通決裁事項				
関係 事務	事項	所長 委任	決裁区分		関係 事務	事項	所長 委任	決裁区分	
			所長	課長				所長	課長
1～5 略					1～5 略				
6 財 務 関 係 事 務	(1)～(34) 略				6 財 務 関 係 事 務	(1)～(34) 略			
		<u>(35) 行政財産の使用許可の申請を すること。</u>	○	○					
		<u>(36) 行政財産の使用料の減免の申請を すること。</u>	○	○					
		<u>(37)～(41) 略</u>					<u>(35)～(39) 略</u>		
7 略					7 略				
8 自 動 車 関 係 事 務	(1)～(6) 略				8 道 路 運 送 車 両 法 関 係 事 務	(1)～(6) 略			
		<u>(7) 自動車検査証記録事項の変更手続 をすること。</u>	略				<u>(7) 自動車検査証の記載事項の変更手 続をすること。</u>	略	
		(8)・(9) 略					(8)・(9) 略		
		<u>(10) 自動車損害賠償責任保険及び自動 車保険の加入を決定すること（自動車 保険の申込みをすることを除く。）。</u>		○					
		<u>(11) 自動車損害賠償責任保険及び自動 車保険の解約並びに保険金の請求をす ること。</u>		○					

9 略
備考 略

9 略
備考 略

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。